

令和4年度

第2回芽室町環境審議会議案

日 時 令和5年3月24日(金)午後3時30分
場 所 めむろーど3階 レファレンス室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長および副会長互選について
- 4 会長挨拶
- 5 説明事項
 - (1) 環境審議会の役割等について
 - (2) 地球温暖化防止対策の推進について
- 6 報告事項
 - (1) 令和4年度環境調査結果について
 - (2) 芽室町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）進捗状況について
 - (3) ごみ減量化・資源化への取組について（令和5年度実施）
- 7 その他
- 8 閉 会

芽室町環境審議会委員名簿

任期 令和4年11月1日～令和6年10月31日

構成区分	氏名	推薦団体等	役職等
一般公募	阿部 浩		
〃	佐藤 三千子		
〃	砂金 新一		
〃	大塚 玲奈		
学識経験者	貫田 正博	芽室町消費者協会	会長
〃	福間 智子	芽室高等学校	指導実習助手
〃	横田 聡	北海道農業研究センター芽室 研究拠点	
関係団体代表者	鈴木 昭博	芽室町生活環境推進会	副会長
〃	笹木 邦真	芽室地区連合	会長
〃	村瀬 雅道	芽室町農業協同組合	営農部部长
〃	井上 貴明	十勝広域森林組合	業務課長
〃	池田 敦志	日本甜菜製糖(株) 芽室製糖所	工務担当次長
〃	後藤 勝幸	日本罐詰(株)	工場長
〃	稲垣 輝幸	市街地町内会連合会	事務局長

環境審議会の役割等について

■環境審議会の役割

環境審議会は、環境基本法およびクリーンめむろ環境基本計画に基づく組織で、次のことについて行います。

- 町長の諮問に応じ、恵まれた自然環境との共生に関する基本的事項を調査・審議する。
- 必要に応じて、町長に対し助言や提言する。

■環境審議会の構成員

- ・ 関係団体を代表する方
- ・ 学識経験を有する方
- ・ 環境保全に関心の高い方

■環境審議会の審議事項（過去の審査内容等）

- ・ 環境調査実施結果について
- ・ 芽室町が行う環境に関する施策について（評価等）
- ・ 環境に関連する計画等について

■環境審議会の開催数

通常年2回程度を予定（計画策定等を行う年度は、開催数が増えることもあります）

■環境審議会委員の任期

委嘱の日から2年間

関係法令等

■環境基本法(抜粋)

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

■クリーンめむろ環境基本条例(抜粋)

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、芽室町環境審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、恵まれた自然環境との共生に関する基本的事項を調査審議するとともに、必要に応じて、町長に対し助言や提言することができます。
- 3 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。
 - (1) 関係団体を代表する者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 環境保全に関心の高い者
- 4 委員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。
- 5 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とします。

■クリーンめむろ環境基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、クリーンめむろ環境基本条例(平成16年条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となります。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができます。

(部会)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができます。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名します。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たります。

4 部会長は、部会の事務を掌理します。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境土木課で処理します。

(委任)

第7条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

ゼロカーボンのまち実現に向けて

— 町の取組が動き出します —

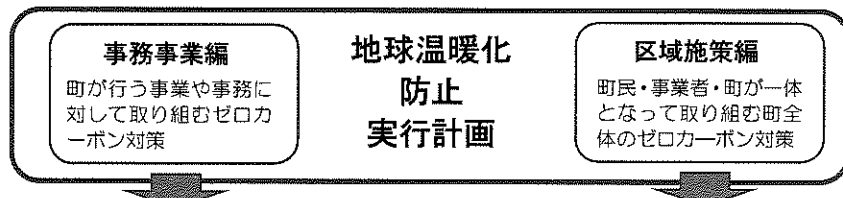
ゼロカーボンへの取組に関する背景

近年、世界各地で気候変動の影響が顕在化しており、その主な要因としてあげられているのが「地球温暖化」です。地球温暖化防止に向けた対策は、世界規模での重要事項として位置付けられており、現在は、国内外でCO²をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を目指す「脱炭素化」の動きが加速しています。

日本においても政府は「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを表明し、全国の各自治体においても、この政府目標達成に向けて加速度的に取組を進めています。本町も温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取組を進めなければならない、そのためにはまず、各課において現在行っている事業や事務に対し、全庁が温暖化防止に対する共通認識と積極的な削減の意識を持って取組を進めていくことが重要です。



茅室町がゼロカーボンを進めていくための体系



【令和4年度策定済み】

各担当課の事業における再エネ・省エネの導入や、職員個々の省エネ・省資源の取組により庁内のゼロカーボンを目指す。

【令和5年度策定予定】

町全体の再生可能エネルギー資源や温室効果ガス吸収量等を調査し、さらに町民・事業者・町それぞれが取り組むべき対策等を明確にして温室効果ガス排出実質ゼロを目指す。

- これからの事業構築にはゼロカーボン導入を意識
- ゼロカーボン事業遂行にあたっては各課の横断的な取組が必須

『ゼロカーボンのまち』実現へ

第3期茅室町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)の基本的事項

本町は、行政機関であるとともに、町内における大規模な事業者として温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の削減に取り組むため、町が行う事務・事業においてさらなる温暖化防止対策を取り進めていくため、新たな目標を定め、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定や関係機関の計画等の趣旨を踏まえた実行計画を策定しました。

■計画期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度まで<5年間>

■対象とする温室効果ガス

影響の大きさを考慮し、二酸化炭素(CO²)を発生源とするもの

■計画の対象範囲

各課が所有する公用車、町が所管する施設(茅室消防署を除く)

ゼロカーボンに向かうための庁内削減目標・目標達成に向けた取組

各施設や公用車などで使用するガソリン・灯油・軽油・A重油・LPガス・電気の使用量を削減し、目標達成を目指します。なお、削減状況を把握するため、各課の排出量や再生可能エネルギーによる温室効果ガス削減量は毎年調査を行います。

■削減目標(令和8年(2026)年度までのCO²排出削減目標)

令和2(2020)年度比 削減率: 25.5%

CO²削減排出量: 1,241 t-CO²

■率先して行う取組

温室効果ガスの排出量の最も多い二酸化炭素の削減に向けた省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの推進を重点に行うなど、各部署が連携を図りながら温室効果ガス排出の削減に向けた取組を積極的に行います(取組の詳細事項は第3期茅室町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)本編を参照。計画本編は、ノーツに掲示します)。

取組項目	具体的な取組内容
省エネルギーに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・不使用機器の電源オフ、昼休みパソコンの電源オフ、照明機器のこまめな消灯 ・自動ドア、エレベーターの使用自粛 ・低公害車、電気自動車などの導入 など
再生可能エネルギー・省エネルギー等の導入に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーのマイクログリッド導入の検討 ・公共施設の新築、改築時に併せた再生可能エネルギーの導入 ・施設や設備のLED化推進 など
省資源に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内会議時の紙資料配付の抑制 ・外部会議のペーパーレス化の推奨 など
廃棄物の削減・リサイクルへの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別徹底 ・マイバッグの持参 など
グリーン購入の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の推奨
普及啓発の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に関する情報提供、研修事業 ・職場や職員個々の取組の周知徹底

地球温暖化対策事業

地域脱炭素戦略策定調査業務委託

7,370千円

■趣旨・目的

令和5年度において、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を行います。

国の地球温暖化対策計画に示されている目標と同様の2050年ゼロカーボン、2030年度において2013年度比で温室効果ガス排出46%削減以上を目標に設定し、その達成を目指した戦略を立案するための基礎資料を得るとともに、地域の特性に応じた再生可能エネルギー導入目標を定めることなどを目的として、計画策定に必要な調査業務を委託します。

■業務内容（予定）

地球温暖化の現状や国内外の動向、本町の地域特性などの基礎情報から、2050年ゼロカーボンの実現に向けた地域課題を分析し、温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標を踏まえ、2050年の将来ビジョン・脱炭素シナリオを検討します。

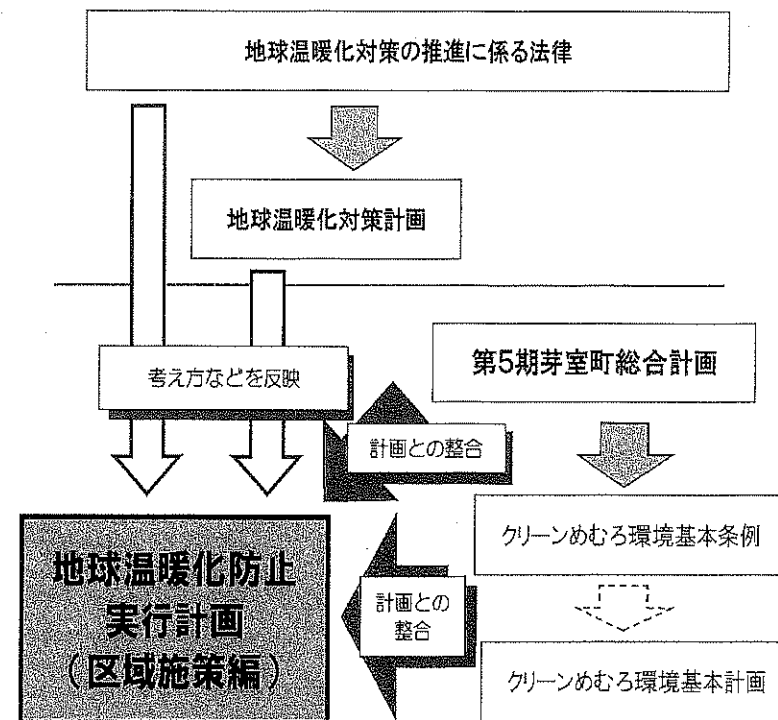
○調査のポイント

- (1) 基礎情報の収集および現状分析
- (2) 温室効果ガス排出・吸収量の将来推計と削減目標の作成
- (3) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの検討
- (4) 再生可能エネルギー導入目標の作成
- (5) 脱炭素シナリオの実現に向けた対策・施策の検討

■計画の位置付け

国が定める地球温暖化対策計画や、第5期芽室町総合計画に掲げる「自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進」、芽室町環境基本条例に基づく「クリーンめむろ環境基本計画」との整合を図る計画として、今後のゼロカーボンの推進に向けた取組をまとめるものです。

●計画の位置付け(フロー図)



(衛生費)

(環境土木課)

地球温暖化対策事業

芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会の設置について

107千円

■趣旨・目的

令和5年度に法で定める地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定作業を進めます。

策定作業を行うにあたって、区域施策編は町内全域に及ぶ内容であり様々な主体が連携・協働して推進していくことが求められ、住民・事業者等を委員として計画内容を検討する実行計画協議会（住民会議）が必要となる旨、国の指針において明記されているところです。

このことから本町においても、住民会議となる策定委員会を令和5年度に設置し、計画を策定することとします。

■対象範囲

学識経験者・町内事業者・金融機関・関連機関・町民で構成します（20名以内）。

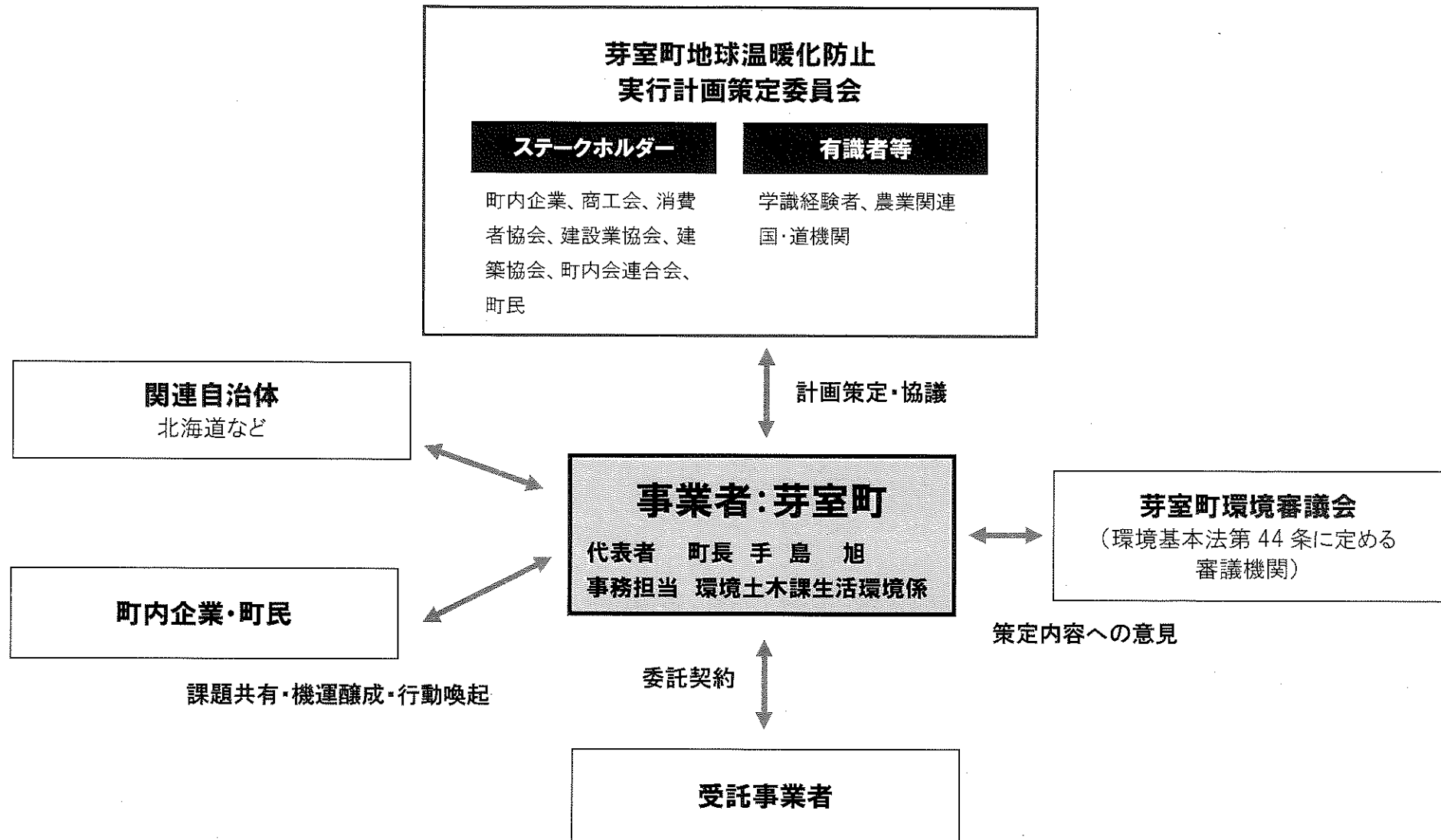
■報酬等

策定委員会には委員長を置くこととし、報酬額は委員と差をつけることとします。

○委員長：3,600円（委員報酬の10%上乘せ）

○委員：3,300円（条例に基づく報酬額）

7



**地球温暖化防止推進組織
(有識者・町内企業・町民等)**

ステークホルダー

町内企業、商工会、消費者協会、建設業協会、建築協会、町内会連合会、町民

有識者等

学識経験者、農業関連
国・道機関

芽室町環境審議会

(環境基本法第44条に定める
審議機関)

関連自治体

北海道など

事業者：芽室町

代表者 町長 手島 旭
事務担当 環境土木課生活環境係

町内企業・町民

(仮称)コンソーシアム検討会

町内事業者・エネルギー導入事業者・コンサルタント機関等

事業推進に対する意見等
脱炭素に向けた検討

事業推進に対する意見等

関係課事業等への検討
脱炭素実現に向けた検討

新たな再生可能エネルギー
導入等に向けた検討

事業推進に対する意見等

課題共有・機運醸成・行動喚起

環境調査実施結果について

■調査内容の変更

環境調査については、これまで4項目（大気・水質・悪臭・騒音）について、地点を定め、環境基準を満たしているか環境調査を毎年実施しているところです。

平成28年度の台風災害後、河川工事等が行われたことによる河川の濁りなどの影響で数値が変化した年度・箇所もありますが、現在はおおむね基準値を満たしている状況となっています。

令和4年度につきましては、令和3年度に引き続き、これまで実施してきた調査状況等を踏まえ、調査項目および調査地点などを見直し、また、河川水質調査については、過去の調査において影響の大きいと考えられる地点に絞って実施することとしました。

なお、これまで実施していた大気調査につきましては、近年、基準を超過する結果が得られていないことから、数年に一度の調査とし、令和3年度以降は、毎年の調査を行わないこととし、令和4年度については大気調査を実施していません。

法律で国への報告などが規定されている悪臭調査および騒音調査については、これまでどおり実施することとしています。

調査項目や調査地点などの変更を行いました。今後にあっても、町の環境には注視し、都度必要に応じた対応を行うよう状況を把握する考えです。

■令和4年度環境調査の実施について

令和4年度においては水質・悪臭・騒音の3項目について、令和4年6月から令和5年3月までの間、報告資料作成期間を含め、事業者に委託して業務を実施しました。

調査内容、地点数等については次のとおり実施しており、詳細についてはそれぞれの項目ごとに資料を添付しています。

項目	実施箇所数・実施回数
悪臭物質測定	3か所（2回）
騒音交通量調査	1か所（2回）
河川水質分析	6か所（4回）
	1か所（1回）

令和4年度芽室町環境調査結果公表（河川水質）

河川水質調査は、令和3年度から主流の河川の状況について調査ポイントを絞って実施することとし、町内の3河川（美生川、芽室川、ピウカ川）について水質調査を実施しました。このうち芽室川と美生川については、環境基準という達成されることが望ましい基準が設定されています。

環境基準には、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数の5項目があります。また、その程度について河川の水域により類型AA～Eの6段階に設定されており、美生川は最も厳しい類型AAに、芽室川は2番目に厳しい類型Aに指定されています。

なお、令和4年度から、これまで大腸菌群数として調査項目（方法）が設定されていましたが、法令等の改正により大腸菌数へと調査項目（方法）が変更となっています。

美生川は、大腸菌数以外の項目が河川環境基準（AA類型）を満たしており、清澄な水質が保たれていました。大腸菌数は、中美生橋において7月および9月の河川環境基準値AA類型を超過する結果となりました。

ただ、11月および2月の測定時には基準値を満たす結果となっており、また、7月および9月の調査月においてBODの値が高くないことから、有機物汚濁などによるものではなく、河川の水温上昇による大腸菌の活発化が一因と考えられます。

美生川水域の水質測定結果（平均値）

	美生橋	中美生橋	西伏美橋	環境基準
pH	7.2	7.2	7.3	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	1 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	3	1	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.6	11.8	11.7	7.5 mg/l 以上
大腸菌数	16	76	16	20 以下

芽室川は、すべての項目において河川環境基準（A類型）を満たしていました。

これまでは、大腸菌群数の値が基準を超過していましたが、ふん便による影響を調査した大腸菌数では、すべての箇所において基準を満たしていました。

今回、芽室川毛根中島橋については、9月の調査時において有機物汚濁の検査項目であるBODが基準値を超過していますが、それ以外の調査月については基準を満たしている状況です。何らかの影響により有機物が河川に流入したものと考えられます。

芽室川水域の水質測定結果（平均値）

	毛根中島橋	西芽室橋	上芽室橋	環境基準
pH	7.3	7.3	7.3	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	2 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	2	2	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.8	12.1	11.7	7.5 mg/l 以上
大腸菌数	58	76	56	300 以下

ピウカ川は河川環境基準で類型が指定されていませんが、A 類型に指定されている十勝川へ合流するため、A 類型を基準として調査しました。

調査地点については、今後、数年間かけて河川改修工事が行われることから、複数年にわたって調査地点を移動する必要がない高岩橋を測定地点として実施しています。

その結果、高岩橋については、すべての項目が河川基準（A 類型）を満たしていました。高岩橋については9月に1回のみ調査を行ったところです。美生川と同様、大腸菌群数での調査時には基準を超過していましたが、大腸菌数の調査を行ったところ、基準を満たす結果となりました。

ピウカ川水域の水質測定結果

	高岩橋	環境基準
pH	7.3	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	2 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	10.6	7.5 mg/l 以上
大腸菌群数	64	300 以下

調査項目が変更となったことによって、平均測定結果はほぼすべての地点において基準を満たす結果となりましたが、今後においても関係機関と連携しながら調査等を行い、基準値を超過する状況が判明する場合は、原因の特定と必要な指導・対策等に努めてまいります。

【用語解説】

○水質イオン濃度(pH)

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標。

○生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物などの量を、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表した数値。

○浮遊物質(SS)

水中に浮遊している直径 2 mm 以下の物質の量。

○溶存酸素量(DO)

水中に溶けている酸素の量。

○大腸菌数

ふん便性に由来する菌の総称。

○大腸菌群数

鳥類やほ乳類の腸管内にいる大腸菌に類似した菌の総称。大腸菌群には土壌など自然界に由来するもの、あるいは人為的な排水に由来するものなど様々であり、多様な発生原因が考えられる。

令和4年度 芽室町環境調査結果公表(騒音)

■騒音交通量測定結果

測定地点		西4条9丁目(国道38号線)	
環境基準地域の類型		B	
車道端からの距離		0.5m(地上からの高さ1.2m)	
測定日		8月	11月
等価騒音レベル	昼間(6~22時)	68.0デシベル	69.0デシベル
	夜間(22~6時)	64.0デシベル	64.0デシベル
日交通量(台/時間)	昼間(6~22時)	390	650
	夜間(22~6時)	92	110
大型車混入率(%)	昼間(6~22時)	38	25
	夜間(22~6時)	84	57

【騒音に係る環境基準】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

ただし、特例として幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の基準となり、本町が行う測定基準値は、こちらの数値が適用されます(要請限度)。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

<令和4年度 測定結果から見た考察>

令和4年度は、すべての測定結果が環境基準及び要請限度を満たしており、生活環境が著しく損なわれる状況ではなかったことが分かりました。

結果は基準値内ではありましたが、騒音測定については、今後も継続して調査を実施する考えです。

■過去5年間の騒音交通量調査結果(8月)

調査項目		H30	R1	R2	R3	R4	環境基準 (要請限度)
等価騒音レベル (db)	昼間	69.8	68.5	68.2	69.0	68.0	70 以下 (70)
	夜間	66.5	64.4	64.3	64.5	64.0	65 以下 (70)
日交通量 (台/時間)	昼間	740	740	680	700	390	/
	夜間	150	170	130	130	92	
大型車混入率 (%)	昼間	27	24	29	29	38	
	夜間	51	49	47	51	84	

■過去5年間の騒音交通量調査結果(11月)

調査項目		H30	R1	R2	R3	R4	環境基準 (要請限度)
等価騒音レベル (db)	昼間	68.6	67.8	67.6	68.6	69.0	70 以下 (70)
	夜間	64.4	63.0	63.6	64.2	64.0	65 以下 (70)
日交通量 (台/時間)	昼間	700	670	590	640	650	/
	夜間	150	120	110	100	110	
大型車混入率 (%)	昼間	25	26	26	29	25	
	夜間	38	44	41	40	57	

<過去5年の測定結果から見た考察>

8月期の調査について、夜間の調査結果はすべての年度において環境基準値を超過していますが、調査地区の該当となる要請限度での基準ではいずれの箇所も基準を満たしている状況にあります。

今回の調査においては、8月昼間の大型車両混入率が高くなっている状況ですが、結果として等価騒音レベルは例年とほぼ変わらない状況となっています。

11月期の調査について、過去5年間は基準値を下回っており、また、他の年度と比較しても大きく変動がない状況となっています。今後において継続的に調査を行い、推移を見ていく考えです。

※地域の類型

AA地域…療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A地域…専ら住居の用に供される地域

B地域…主として住居の用に供される地域

C地域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※デシベルとは、音の強さの単位の一つで、人間の耳に感じる最小値を0デシベルとし、この単位に対する対数比でその音の強さを示します。人間の耳に耐える最大値は130デシベルとされています。

令和4年度芽室町環境調査結果公表（悪臭）

測定地点については、芽室町内で特に悪臭発生が考えられる地点と、その工場風下側における状況を確認するため調査しています。

悪臭測定結果

測定地点		日甜沈殿地		日罐境界		東芽室団地境界		基準値	
		1 2月	2月	9月	2月	1 2月	2月	A区域	B区域
アンモニア ppm		0.07	0.06	0.09	0.08	0.09	0.07	1	2
硫黄系 ppm	メチルメルカプタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002	0.004
	硫化水素	0.002 未満	0.017	0.002 未満	0.002 未満	0.005	0.002 未満	0.02	0.06
	硫化メチル	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01	0.05
	二硫化メチル	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.009	0.03
※官能試験法 臭気指数		10 未満	19	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満		
※悪臭防止法による区域区分		B区域		B区域		A区域			

今年度の測定では、すべての地点で悪臭防止法に基づく規制基準に適合していました。

※ ppm とは、parts(パ-ツ) per(パ-) million(ミリバ)の頭文字をとった「100 万分の 1」のことです。

濃度の単位 比率：百万分の 1 = 0.0001% = 1 ppm

- ※ 官能試験法とは、数人の試験者のきゅう覚による調査方法で、採取した試料（空気）を徐々に薄め、臭気を感じるかを測定するものです。つまり、人間の鼻による臭気の強さを数字で表したものです。
- ※ 悪臭防止法による区域区分とは、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた規制地域の区分で、A～Cの3区分があります。おおむね都市計画法に基づく用途地域により区分され、住居専用地域や商業地域などをC区域として最も厳しい基準が適用され、工業地域などをB区域としてA区域よりやや緩い基準が適用されます。（芽室町にはC区域の指定地域はありません。）

■令和5年度実施予定 重点取組事項

【事業者との連携等によるごみ削減の取組】

町内商店街との連携

令和4年度で行う事業であり、年度当初にめむろみなくる商店会との意見交換を行いました。その後、詳細を調整できませんでした。令和5年度において引き続き調整し、具体化に向けて関係者との調整を進めてまいります。

<実施概要>

令和2年7月からレジ袋の有料化が小売店に義務付けられるなど、ごみを出さない取組が進められていますが、商店で提供する商品の包装など、購入することでごみとなる物が増えてしまう状況にもあります。包装が増えることは、事業者にとっても負担を増やすこととなることから、消費者・事業者それぞれにデメリットがあります。

すべての包装をなくすことはできませんが、町内の店舗等において、商店で提供する商品の簡易包装や包装をしないまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装等の簡素化によるごみ削減への取組を進めます。

また、飲食店においては「30・10運動（※1）」「宴会五箇条（※2）」の普及促進や、提供する食事・食品の量などを加減する工夫などにより、食べ残しの抑制や食材の使い切りによる食品ロスへの取組に協力していただくよう促していきます。

【用語解説】

※1 30・10運動

食事開始後30分間および食事終了までの10分間は、席を立たずしっかり食べる「食べきりタイム」を設け、食品ロスを減らそうとする取組

※2 宴会五箇条

全国美味しい食べきりネットワーク協議会という団体が推奨する

①適量注文 ②幹事さんからの食べきる声掛け ③30・10運動

④食べきれない料理は仲間で分け合う

⑤最終的に食べきれなかったものは、お店に確認して持ち帰る

という5つの項目のこと

【食品ロス削減への推進】

令和4年度に具体化を進めていく計画でしたが、飲食店等との関連事業者との連携・調整を進めることができず、また、庁内関係部署との調整等を行うことができなかったため、食品ロス削減計画の策定までには至りませんでした。

ただし、町広報誌での食品ロス削減への啓発や、すでに取り組んでいる自治体の情報等の調査を行いながら作業を進めているなど、作業を進めている状況です。

令和5年度におきましては、改めて作業・調整内容等を整理し、具体化できるよう進めてまいります。

<事業概要>

食品ロスは、家庭や飲食店での食べ残し、売れ残りや賞味期限・消費期限を過ぎた食品などから多く発生しており、事業者と消費者が必要量に応じた食品を販売・購入し、食品を無駄にしない取組を進めることがとても重要です。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が令和元年10月に施行され、自治体や関係機関でもさまざまな取組を始めています。

食品ロスに係る事業や対応は、本町においても複数の部署にまたがることから、庁内関係部署において共通認識を図るとともに、食品ロス削減推進計画を策定します。

また、前述の「事業者との連携等によるごみ削減の取組」を具体化することにより、食品ロスへの取組を推進してまいります。

【新たな周知の仕組み導入への取組】

新たなツールの導入

ごみに関することはいつでもどこでも簡単に知ることができることが必要と考えています。すでにLINEを活用した「粗大ごみ申込みフォーム」や、ごみ収集日を前日に知らせる「ごみアラート」、道路や公園の落ち葉を回収した際に役場に知らせる「道路清掃落ち葉拾い回収連絡フォーム」を作成し、町民の皆さんに活用いただいています。

令和4年度につきましては、新たなツールの創設はできませんでしたが、広報担当と次の周知ツールの検討作業を行い、可能なものから実施する予定です。

<導入・検討予定のツール>

- ごみ分別方法のLINE 検索機能の作成
- 粗大ごみ申込フォームの機能向上

【事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に向けた新たな制度に向けた検討】

事業活動に伴い発生するごみの削減や適切な分別・処理は、事業者が自主的に取り組むこととなります。

本町では、工業団地をはじめ多くの企業が立地しており、これらの事業者の協力によりごみの減量化が進むものと考えます。また、昨今の環境問題の関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。

他の自治体では、ごみの資源化・減量化など、環境に配慮した取組を積極的に行っている事業者に対する認定制度など、新たな仕組の創設に向けて検討を進めてまいります。

【色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討】

色付き指定ごみ袋については、これまでも環境審議会委員の皆さんにもご意見をいただいているところですが、芽室町一般廃棄物処理基本計画では令和6年度に向けて、令和4年度および令和5年度の2か年にわたって、色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討を行うこととしています。

十勝管内で本町のみが実施している色付き指定ごみ袋によるごみの分別については、メリット・デメリット双方がありますが、令和4年度、関係事業者との意見交換やさまざまな機関との調整において、方向性の検討を進めました。

令和5年度は、関係事業者との調整を行い、最終的な町としての方向性を決定してまいります。

■ 施策の展開

基本理念(第5期芽室町総合計画における施策) 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

基本方針1
資源の循環的な
利用促進

基本方針2
ごみの
発生抑制の促進

基本方針3
適正排出・
適正処理の促進

■ 重点取組事項

1 資源ごみのリサイクルへの取組

- 小型電子機器リサイクルの推進
- 資源物集団回収事業の推進
- 新たな周知の仕組み導入への取組

2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

- 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度の検討

3 ごみ減量の取組

- 事業者との連携等によるごみ削減の取組
- 食品ロス削減の推進

4 その他の取組

- 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討

■ 継続取組事項

1 適正排出の周知・啓発

2 ごみの計画的な収集・運搬

3 ごみ減量に向けた町民・事業者の取組

4 災害時におけるごみ処理対策

■計画期間における重点取組事項

1 資源ごみのリサイクルへの取組

容器包装リサイクル法や使用済み小型家電リサイクル法の施行などにより、リサイクルの取組みが拡大しました。

本町では、平成15年度から資源ごみの分別に取り組んでいるところですが、正しく分別することで資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やせないごみ」に混入している状況も多く見られます。

捨ててしまうのではなく、再利用により有効に活用できる資源ごみを適正に分別・排出することに特に重点を置き、燃やせないごみや粗大ごみなどで排出される小型電子機器の回収・資源化に積極的に取り組みます。

また、市街地町内会連合会や資源物回収事業者との連携を強化し、地域における資源物回収の取組を支援します。

【重点取組事項】

(1) 小型電子機器リサイクルの推進（重点取組年度：令和3年度）

レアメタルなどの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理および資源の有効利用の確保を目的に、平成25年4月、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行されました。

本町でも小型電子機器の回収に取り組んでおり、ごみ分別の手引きや広報誌などで周知を行っているところですが、他自治体と比べて回収量が少ない状況にあります。

小型電子機器を回収することによって資源リサイクルにつながり、その結果、燃やせないごみや粗大ごみの排出が減少することから、ごみの最終処分量が削減されることとなります。

リサイクルによる資源化を目指す本町としては、積極的な周知等により、回収量の増加に向けて取り組みます。

(2) 資源物集団回収事業の推進（重点取組年度：令和3年度）

町内会等による資源集団回収は、平成12年4月1日から制度化したものであり、現在、多くの町内会等が取り組んでいるところです。

地域における資源集団回収の取組は、町民がごみの分別・回収に直接携わることでリサイクル意識の向上につながり、地域コミュニティの活性化にも寄与する事業です。

引き続き資源集団回収助成金の交付や回収業者への支援を継続し、対象を町内会等だけでなく、少年団をはじめ他の住民団体・組織へ拡大するなど、事業の推進を図ります。

■資源物集団回収事業助成金について

本事業については、町内会や子ども会、老人会、地域女性団体など毎年約8.0団体が資源物集団回収事業に取り組んでいます。

資源物を回収した団体には、回収した量により1kgあたり5円の助成金を交付しています。また、本事業では事業者に対しても助成金を交付しており、回収した量により1kgあたり4円の助成金を交付しています。

【資源物回収の対象品目】(6品目)

新聞紙	書籍・雑誌	段ボール
紙バッグ	アルミ缶	リターナル缶

(3) 新たな周知の仕組み導入への取組(重点取組年度:令和4年度)

資源物の再利用を図るためには、適正な分別や排出を行うことが不可欠です。

多くの方がスマートフォンやタブレットを保有している現在のライフスタイルでは、ごみの分別方法を手軽に検索できることが必要と考えます。このことから、これらのメディアを活用してFAQの創設やごみ分別検索ツールの検討・導入を図ります。

【具体的な取組事項】

●FAQの創設に向けた検討

ごみ分別・排出で分からないことや町民から多く相談が寄せられる事項を回答集(FAQ)としてまとめるなど、他自治体の事例等を参考に分かりやすい仕組みを検討します。

●ごみ分別検索ツールの導入に向けた検討

分別アプリをはじめ、他自治体で導入している事例等を参考にしながらスマートフォンやタブレット、パソコンなどでも検索できる仕組みの導入を検討します。

2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

事業活動により排出する事業系ごみは、事業者自らの責任で処理することが法で定められています。また、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行ってごみの減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等において、適正な処理が困難にならないような製品・容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供することなどにより、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならないと定められています。

事業系ごみには、適正に分別をすることでリサイクル可能な資源物が多く含まれています。事業者責任として、分別排出区分の徹底によるごみ減量・資源化を促進します。

【重点取組事項】

- (1) 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討

(重点取組年度: 令和5年度)

事業活動に伴い発生するごみの削減や適正な分別・処理は、事業者が自主的に取り組むこととなります。

本町では工業団地をはじめ多くの企業が立地しており、これらの事業者の協力によりごみの減量化が進むものと考えます。また、昨今の環境問題の関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。

さらに、事業者によるごみ資源化・減量化の取組は、自ら排出するごみを削減するだけでなく、家庭や他の事業所へ持ち込まれるごみの量を削減することをできる要素も持っています。

このことから、ごみの資源化・減量化など、環境に配慮した取組を積極的に行っている事業者に対する認定制度など新たな仕組みを創設し、事業系一般廃棄物の削減を図ります。

3 ごみ減量の取組

生活する上で、ごみは必ず生じるものですが、ごみの量を減らすことは家計への負担を減らすことにもつながります。分別できる物をそのまま捨ててしまう、まだ食べられる物を捨ててしまうなどは、工夫することによってごみの総量を減らすことができます。

1人ひとりが、ほんの少しのごみを削減することを意識し、行動につなげていくためにさまざまな普及啓発に取り組めます。

また、そもそもごみとなる物を出さないことがごみ減量化への道ですが、そのためには町民の排出抑制の取組に加え、商品等を提供する事業者の協力が不可欠です。

新たな方策等の実現に向けて、事業者と連携しながら、ごみの排出抑制を図ります。

【重点取組事項】

(1) 事業者との連携等によるごみ削減の取組

(重点取組年度：令和3～4年度)

令和2年7月からレジ袋の有料化が小売店に義務付けられるなど、ごみを出さない取組が進められていますが、商店で提供する商品の包装など、購入することでごみとなる物が増えてしまう状況にもあります。包装が増えることは、事業者にとっても負担を増やすこととなることから、消費者・事業者それぞれにデメリットがあります。

全ての包装等をなくすことはできませんが、町内の店舗等において、商店で提供する商品の簡易包装や包装をしないまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装等の簡素化によるごみ削減への取組を進めます。

また、飲食店においては「30・10運動(※1)」「宴会五箇条(※2)」の普及促進や、提供する食事・食品の量などを加減する工夫などにより、食べ残しの抑制や食材の使い切りによる食品ロスへの取組に協力していただくよう促していきます。

【用語解説】

※1 30・10運動

食事開始後30分間および食事終了までの10分間は、席を立たずしっかり食べる「食べきりタイム」を設け、食品ロスを減らそうとする取組

※2 宴会五箇条

全国おいしい食べきりネットワーク協議会という団体が推奨する

① 適量注文 ② 幹事さんからの食べきる声かけ ③ 30・10運動

④ 食べきれない料理は仲間で分け合う

⑤ 最終的に食べきれなかったものはお店に確認して持ち帰る

という5つの項目のこと

(2) 食品ロス削減の推進（取組年度：令和4年度）

食品ロスは、家庭や飲食店での食べ残し、売れ残りや賞味期限・消費期限を過ぎた食品などから多く発生しており、事業者と消費者が必要量に応じた食品を販売・購入し、食品を無駄にしない取組を進めることがとても重要です。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が令和元年10月に施行され、自治体や関係機関などでもさまざまな取組を始めています。

また、食品ロス削減推進法の中で、国の基本方針や都道府県が策定する食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村において食品ロス削減推進計画を策定するよう努めるよう規定されており、北海道が令和2年度に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定しました。

食品ロスに係る事業や対応は、本町においても複数の部署にまたがることから、庁内においても関係部署において共通認識を図ります。

また、他自治体の取組事例などを参考にしながら、北海道食品ロス削減推進計画を踏まえた食品ロス削減推進計画を策定します。

【事業の取組事項と取組年度】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小型電子機器リサイクルの推進	→					
資源物集団回収事業の推進	→					
新たな周知の仕組み導入の取組	→					
事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討	→	→				
情報媒体やイベントを活用した普及啓発	→					
事業者との連携等によるごみ削減の取組	→	→				
食品ロス削減の推進	→	→				

→ …重点取組時期

4 その他の取組

(1) 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討（取組年度：令和6年度）

資源ごみについて、本町ではプラスチック製容器包装類・紙製容器包装類・ペットボトル・ガラスびん・缶類を、5色10種類の色付き指定ごみ袋を活用して分別収集しています。これは平成15年度の開始当初から行っている方法ですが、資源ごみを搬入する十勝リサイクルプラザを使用する市町村のうち、色付き指定ごみ袋を採用している自治体は本町のみとなっています。

制度開始から15年以上が経過し、色付き指定ごみ袋による分別が浸透している一方、他自治体から転入する方も多くなり、この分別方法に慣れないという声も聞いているところですが、色付きごみ袋による分別収集のメリットもある一方で、負担を感じるといった不満の声も寄せられています。

●色付き指定ごみ袋のメリット

- 町民の皆さんが、ごみの区分をしやすいようにする
- 収集事業者が、ごみの内容が袋の色を見て分かるようにする

●色付き指定ごみ袋のデメリット（町民からの声）

- 購入する袋の種類が多い（たくさん色付きごみ袋を買わなければならない）
- 他の自治体は市販のごみ袋など、どのようなごみ袋でも回収するが、琴塚町は色付きごみ袋でなければ回収しないのでお金をかけて購入することに負担感を感じる。

上記のメリットやデメリットを踏まえ、どのような分別収集方法としていくのかを改めて検討し、令和5年度までに方向性を決定します。

なお、検討にあたっては、町民の皆さんから広く意見を聴きながら進めます。

【検討スケジュール】

	R3	R4	R5	R6
収集体制の現状分析等	➡			
町民からの意見聴取 (アンケート等)		➡		
ごみ収集事業者との意見交換		➡		
資源ごみ収集体制の方向性の決定			➡	
検討後のごみ収集体制開始				➡

旭川市


ASAHIKAWA CITY

[くらし](#)[イベント](#)[観光](#)[事業者向け](#)[施設一覧](#)[市政情報](#)

[ホーム](#) > [くらし](#) > [ごみ・リサイクル・環境保全](#) > [ごみの分別と収集](#) > [事業所から発生するごみ](#) > 旭川市ごみ減量等推進優良事業所の詳細について

[ガイドナビを開く](#)

旭川市ごみ減量等推進優良事業所の詳細について

情報発信元 廃棄物政策課 | 最終更新日 2022年10月1日 | ページID 005832 | 

旭川市ごみ減量等推進優良事業所を認定します

限りある資源を大切にするとともに、有効に活用し、循環型社会を形成していくためには、一人一人の意識的な取組が欠かせません。中でも、事業者によるごみ減量の取組は、自ら排出するごみを減らすだけでなく、家庭や他の事業所へ持ち込まれるごみ量を減らすこともできる、大切な要素を持っています。また、昨今の環境問題への関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。

旭川市では、ごみの減量化・リサイクルなどに積極的に取り組む事業所を「ごみ減量等推進優良事業所」として、取組のレベルに応じ「ブロンズ」「シルバー」「ゴールド」の3段階で認定し、旭川市のホームページなどで取組の紹介を行ってまいります。ごみ減量に取り組んで、環境配慮への姿勢をアピールしませんか。

ごみ減量等推進優良事業所認定とは

ごみの減量やリサイクルに取り組む事業所を、取組内容に応じて「ゴールド」、「シルバー」、「ブロンズ」の3段階で「ごみ減量等推進優良事業所」として認定し、市が支援を行うとともに市民にPRしていく制度です。

対象となる方

市内の事業所、事業者または事業者によって構成される団体が対象となります。

メリット

このホームページに名前が掲載されるほか、認定証、認定ステッカーが贈呈されます。

また、名刺や会社紹介パンフレット等の印刷物にステッカーと同じデザインの認定マークを使用することができますので、取組を広くアピールすることができます。

なお、ゴールド事業所の方は、認定式に出席いただきます。

旭川市

ASAHIKAWA CITY

[くらし](#)[イベント](#)[観光](#)[事業者向け](#)[施設一覧](#)[市政情報](#)

[ホーム](#) > [くらし](#) > [ごみ・リサイクル・環境保全](#) > [ごみの分別と収集](#) > [事業所から発生するごみ](#) > 旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度

[ガイドナビを開く](#)

旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度

情報発信元 廃棄物政策課 | 最終更新日 2022年10月1日 | ページID 005828 | [印刷](#)

旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定

旭川市では、ごみの減量やリサイクルなどの環境に配慮した取組を、積極的に行っている事業所を「ごみ減量等推進優良事業所」として認定しています。

優良事業所は、取組のレベルに応じ、優れた取組を行う事業所から「ゴールド」・「シルバー」・「ブロンズ」の3段階で認定され、それぞれ星の色と数でレベルを表しています。

認定された事業所には、下記のステッカーが配布されています。店頭などでステッカーを見かけたら、積極的に利用するとともに、ごみ減量等の取組に、御協力をお願いします。

また、事業者の方は、認定を受けてごみ減量を中心とした環境配慮への取組姿勢をアピールしましょう。



ゴールド



シルバー



ブロンズ

令和4年度の旭川市ごみ減量等推進優良事業所の募集は終了しました。次回（令和5年度）の申請受付につきましては、詳細が決まり次第、お知らせします。

[認定を希望する方へ（認定制度の概要）](#)

[認定制度質問と答え](#)

[認定申請書](#)

[旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定状況](#)

[ゴールド事業所の取組](#)

お問い合わせ先


旭川市環境部廃棄物政策課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 総合庁舎8階

電話番号：0166-25-6324 | ファクス番号：0166-29-3977 | [メールフォーム](#)

受付時間：

午前8時45分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日及び12月30日から1月4日までを除く）

ごみ減量等推進優良事業所認定のメリット		
ブロンズ	シルバー	ゴールド
認定証、認定ステッカー 環境部発行の冊子等に事業所名記載 ホームページで事業者名公表	認定証、認定ステッカー 環境部発行の冊子等に事業所名記載 ホームページで事業者名公表 ホームページにリンク設置	認定証、認定ステッカー 環境部発行の冊子等に事業所名記載 認定証交付式 ホームページで取組紹介 ホームページにリンク設置
		

社会貢献推進企業の登録

社会貢献推進企業として、市の入札・契約制度において優遇措置の対象となります。認定後、社会貢献推進企業の登録申請が必要です。詳細は、契約課制度担当 電話番号 0166-25-5736までお問い合わせください。

ごみ減量等推進優良事業所認定を受けるためには（令和4年度の申請受付は終了しました）

申請書（本ページよりダウンロード可）に必要事項を御記入の上、下記まで提出をお願いします。（郵送、電子メールのどちらでも可）

令和4年度の申請受付期間は、終了しました。次回（令和5年度）の申請受付につきましては、詳細が決まり次第、お知らせします。

申請書の提出先

旭川市環境部廃棄物政策課ごみ減量係
〒070-8525 旭川市6条通9丁目 総合庁舎8階
電話 0166-25-6324

認定までの流れ

認定申請書を提出いただいた後、認定基準と照らした審査を行います。現地調査もいたしますので、御協力をお願いいたします。ゴールド事業所の認定は、審査会を開催のうえで決定します。

認定された事業者の方には、認定証と認定ステッカーを贈呈します。また、ゴールド事業所の方には、2月に行われる認定式に出席いただきます。

資料等


[認定要綱 \(html版\)](#)


 [旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度実施要綱 \(PDF形式 121キロバイト\)](#)

[認定基準 \(html版\)](#)

[認定に関する質問と答え](#)

 [旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定申請書 \(PDF形式 207キロバイト\)](#)

 [旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定申請書 \(エクセル形式 70キロバイト\)](#)

 [旭川市ごみ減量等推進優良事業所 認定の手引き \(PDF形式 293キロバイト\)](#)